

早めの準備で正しい申告を



今年も市役所と各地区の会場では、市・県民税の申告と所得税の確定申告、成田税務署特設会場では所得税の確定申告の受け付けを行います。それぞれの申告受付期間を確認の上、最寄りの申告会場へお越してください。

市・県民税の申告

受け付けは3月17日(月)まで

今年の1月1日現在市内に住んでいた人で、平成19年中に次に該当する人は、市・県民税の申告をする必要があります。

ただし、平成19年分の所得税の確定申告をした人や、勤務先から給与支払報告書(年末調整済み)が提出される人は、市・県民税の申告をする必要がありません。

○事業所得などがあった人

営業・農業(収支内訳書を必ず作成し持参してください)・そのほかの事業での所得や不動産・配当などの所得があった人(所得が少ない場合や赤字の場合でも申告を)

給与所得者で次のいずれかに該当する人

・勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人
・給与所得以外に所得があった人

平成19年中に退職し、今年のみ1月1日現在就職していない人
○公的年金などの受給者で次のいずれかに該当する人

・公的年金などの所得以外に所得があった人

・扶養控除や社会保険料控除など所得控除を受けようとする人
○前年中に所得が無かった人

平成19年中に所得が無かった人も、国民健康保険税の算定資料や非課税証明書交付の資料になりますので、市・県民税の申告書を提出してください。ただし、扶養親族になっている配偶者や子は申告の必要はありません

○そのほか

市内に住んでいないが、今年のみ1月1日現在に事務所・事業所・家屋敷が市内にある人

申告は最寄りの会場で

申告は左ページのとおり各会場で受け付けします。早めに準備をして申告してください。

2月1日(金)～15日(金)は、市・県民税申告(農業所得を除く)のみの受け付けとなりますのでご注意ください。

申告を忘れると

今回の申告は、平成20年度分の市・県民税を算出する基礎となります。申告をしないと、児童手当などを受けるときや保育園に入園するとき、融資を受けるとき、公営住宅に入居するときなどに必要な証明書類の発行ができません。必ず申告をしてください。

平成11年～18年までに入居した人で、所得税から住宅ローン控除を引き切れない人は、申告することで住民税からの控除を受けられる場合があります(6ページ)。

※くわしくは税務課(☎20-11513)へ。

下総・大栄支所申告受付地区割

期日	下総支所	大栄支所
2月18日(月)	高岡	伊能1区・2区・3区
2月19日(火)	大和田	伊能4区、奈土5区・6区、柴田
2月20日(水)	高、つつじヶ丘	堀籠、村田、所
2月21日(木)	小浮、野馬込	桜田
2月22日(金)	猿山	南敷、馬乗り
2月24日(日)	全地区	全地区
2月25日(月)	西大須賀	横山、東ノ台
2月26日(火)	大菅、ピバランド、鎌部	大沼、久井崎、稲荷山、中野
2月27日(水)	滑川	津富浦第1・第2
2月28日(木)	芙蓉邸、三ツ矢、グリーンタウン	松子、臼作
2月29日(金)	新川、四谷	吉岡第1・第2
3月 2日(日)	全地区	全地区
3月 3日(月)	芦ヶ場、日豊、外記林	新田
3月 4日(火)	成井、地藏原新田	川上
3月 5日(水)	名木	前林第1・第2
3月 6日(木)	御林、中里、冬父	水の上
3月 7日(金)	小帝、新宿、須賀町、横峰	一坪田
3月10日(月)	中宿、抱松、内宿、下門前	官林
3月11日(火)	青山新田、倉水、高倉	多良貝、大栄十余三
3月12日(水)	七沢、青山、小野	吉岡第3、リパティビル、につぼり団地
3月13日(木)	全地区(未申告者)	
3月14日(金)		
3月17日(月)		

申告会場と受付日時

会場	受付日
市・県民税(農業所得を除く)の申告	
市役所2階税務課	2月1日(金)～15日(金) (土・日曜日、祝日を除く)
下総支所1階税務課	
大栄支所1階税務課	
市・県民税の申告と所得税の確定申告	
市役所6階中会議室	2月18日(月)～3月17日(月) (土・日曜日を除く。ただし、 2月24日(日)と3月2日(日) は受け付けします)
下総支所2階会議室	
大栄支所2階会議室	
保健福祉館	2月26日(火)
八生公民館	2月27日(水)
豊住公民館	2月28日(木)
久住公民館	2月29日(金)
中郷公民館	3月5日(水)
三里塚コミュニティセンター	3月6日(木)
公津公民館	3月7日(金)

- ・受付時間は午前9時～正午と午後1時～5時です(保健福祉館・各公民館・三里塚コミュニティセンターは午後3時まで)
- ・各会場の受付で番号札をお渡ししますので、順番が来るまでお待ちください。申告書にはあらかじめ住所・氏名の記入、押印をお願いします。
- ・下総支所と大栄支所は、なるべく地区ごとに指定された日にお越しください。

申告のときに必要なもの

- すべての人…印鑑(ゴム製のものを除く)
- 給与所得者と年金所得者…源泉徴収票の原本(コピーは不可)
- 事業をしている人…収入や支出が分かるもの
- 医療費控除を受ける人…源泉徴収票の原本、医療費の領収書、保険金などで補てんされる金額の分かるもの
- 社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄付金控除を受ける人…支払金額の確認できるもの、または証明書
- 障害者控除を受ける人…障害者手帳など
- 住宅借入金等特別控除を受ける人…平成19年分源泉徴収票の原本(コピーは不可)、住民票(本人のもの)、金融機関の残高証明書、登記事項証明書、売買契約書または請負契約書の写し(土地などの取得がある場合には、土地の登記事項証明書と売買契約書の写しも必要)など
- 所得税の還付を受ける人…申告者本人の預貯金口座への振り込みとなるので、それらの種類や口座番号が分かるもの

郵送でも提出できます

- 郵送で申告書を提出する場合は、次の住所へ送付してください。
- 市・県民税申告…〒286-8585 花崎町760 成田市役所税務課
 - 確定申告…〒286-8501 加良部1-15 成田税務署

便利な確定申告書の作成方法

ホームページ上で作成

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、簡単に申告書の作成ができます。申告書は印刷し、そのまま税務署に提出することができます。

※くわしくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)へ。

タッチパネルで作成

税務署の申告書作成会場には、確定申告書の作成が簡単にできるタッチパネル(申告書作成支援システム)を設置しています。

※くわしくは成田税務署(☎28-5151)へ。

電子申告・納税

国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用すると、国税に関する申告や納税などがインターネットでできます。利用には、事前に電子証明書の取得が必要になります。

※くわしくはe-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)またはヘルプデスク(☎0570-015901)へ。

所得税の確定申告

受け付けは特設会場と市役所で

2月18日(月)から

3月17日(月)まで

所得税の確定申告は、2月18日(月)～3月17日(月)に成田税務署特設会場(イオンモール成田2階イオンホール)と市役所・下総支所・大栄支所で受け付けます。ただし次に該当する人は、成田税務署特設会場で申告してください。

○分離課税となる譲渡所得のある人
○事業収入・不動産収入が500万円以上となる人
○青色申告をする人

還付申告は、2月18日以前でも成田税務署特設会場で受け付けていますので、なるべく2月中旬に申告を済ませてください。

所得税の申告指導相談会

「申告指導相談会」を左記の日程で行います。これは、税理士を指導員として申告書作成のアドバイスをを行う説明会で、当日会場で提出することもできます。

※くわしくは成田税務署(☎28-5151)

成田税務署特設会場

成田税務署では、イオンモール成田2階イオンホールに特設会場を設け、確定申告などの作成相談を行います。

期間=1月30日(水)～3月17日(月)(土・日曜日、祝日は除く。ただし2月24日(日)と3月2日(日)は受け付けを行います)

時間=午前9時～午後5時

確定申告書の提出・納期限

- 所得税・贈与税…3月17日(月)
- 個人消費税…3月31日(月)

申告指導相談会

日時=2月8日(金) 午前9時30分～正午、午後1時～4時30分

会場=市役所6階大会議室

対象=年金のみ、給与所得のみ、または給与と年金の両方があり、住宅借入金等特別控除以外の理由で確定申告をする人

税源移譲に伴う措置

住宅ローン控除を受けている人

平成19年の所得が大幅に減った人

申告が必要になる場合は忘れずに

住宅ローン控除を受けている人

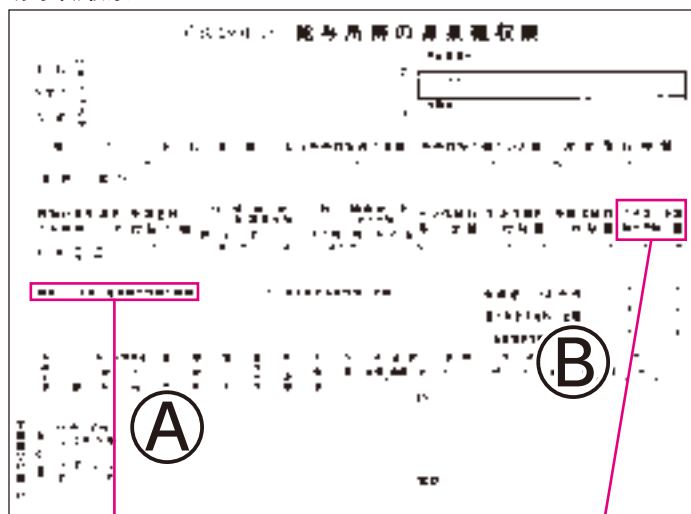
平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を受けている人は、税源移譲により所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。

この減少分について「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出することにより、平成20年度以降の市・県民税の課税額(所得割)から控除を受けることができます。

「住民税の住宅ローン控除額」は「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差し引いた金額となります。

所得税の住宅ローン控除とは異なり、住民税の住宅ローン控除は「還付」ではなく「控除」です。今年申告した住宅ローン控除は、平成20年度の住民税から減額されますので間違えないように注意ください。

源泉徴収票



(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額(住宅ローン控除可能額)

住宅借入金等特別控除の額(所得税の住宅ローン控除額)



源泉徴収票の
確認を
お忘れなく!

意してありますので、記載要領に従い必要事項を記入して提出してください。

給与所得で年末調整をしている人
給与所得者の人は、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄

に「住宅借入金等特別控除可能額」
①が記載され、この金額が源泉徴
収票の「住宅借入金等特別控除の
額」②より大きい場合に、住民税
の住宅ローン控除の対象となりま
す。

用紙は市税務課にありますの
で、必要事項を記入し、源泉徴収
票を添付して提出してください。
また、申告の際は年末の住宅借入
金などの残高が分かるようにして
きてください。

申告期限

申告期限は、3月17日(月)まで
です。転居した人は平成20年1月
1日現在住んでいた市区町村へ提
出してください。

税務課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sosiki/zeimu/chouseisochi.html>)には、
控除額が簡単に計算できるページ
がありますのでご利用ください。
入力後、プリントアウトすれば
そのまま提出できます。

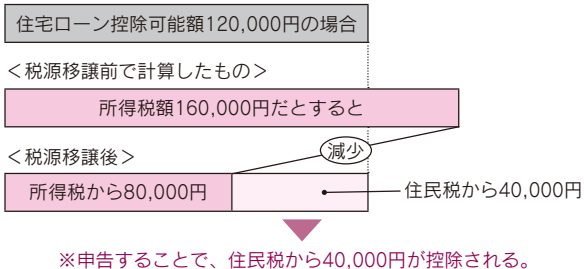
平成19年以降に入居した人

平成19年以降に入居した人に
は、別途、所得税において新たな
住宅ローン控除制度の特例(従来
方式)と「控除率を引き下げて控除
期間を延長する方式」から選択が
設けられました。くわしくは税務
署へお問い合わせください。

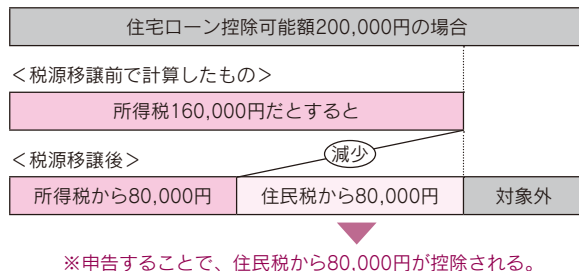
住民税の住宅ローン控除計算方法

- (1) 住宅ローン控除可能額
- (2) 平成19年分の所得を税源移譲前の税率で計算した所得税額
- (3) (1)と(2)のいずれか低い金額
- (4) (3) - 平成19年分の所得税の住宅ローン控除額 = 住民税からの控除額

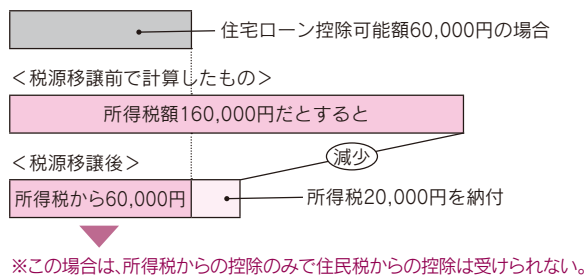
②税源移譲前の所得税額が住宅ローン控除可能額よりも大きい場合



①住宅ローン控除可能額が、税源移譲前の所得税よりも大きい場合



③対象にならない場合



平成19年の所得が大幅に減額となった人

税源移譲に伴う税制改正では、ほとんどの人は所得税が減り、その分住民税が増えるようになります。しかし、退職などの特別な理由により、平成19年中の所得が大きく下がり、所得税が掛からなくなった場合は、税源移譲による負担減の影響は受けられない一方、平成19年度分の住民税は税源移譲による負担増の影響を受けることとなります。この状況を解消するため、すでに納付済みの住民税額(平成19年度分)から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

対象 ②のいずれにも該当する人
・平成19年度住民税の課税所得金額(分離課税分を除く)が、所得税との人的控除の差の合計額より多い人
・平成20年度住民税の課税所得金額(分離課税分を含む)が所得税との人的控除の差の合計額以下の人

申請方法 住所(平成19年1月1日現在)の市区町村に減額申請書を提出

申請期間 7月1日(火)～31日(木)

○この制度は平成19年度分住民税にのみ適用されます

○平成19年中に亡くなった人や海外へ転出していて平成20年1月1日現在国内に居住していない人には、この制度は適用されません
○寄付金控除額などの人的控除以外の控除額が増加したり住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった人には、この制度は適用されません
※くわしくは税務課(☎20-11513)へ。

所得変動のモデルケース

<夫婦+子ども2人/給与収入で700万円>

給与収入700万円の場合

	18年度	19年度
所得税	263,000	165,500
住民税	196,000	293,500
合計	459,000	459,000

19年の収入が300万円に減少した場合

	19年度	
	移譲前税率	移譲後税率
所得税	0	0
住民税	196,000	293,500
合計	196,000	293,500

還付になります	差額
0	0
97,500	97,500
97,500	97,500

扶養や社会保険料控除など一定の条件で試算しています。